



## 中央本部が主張する 「解決済」との認識について

組織部報 No.16「組合員を騙し不利益を主張するのはやめるべき！」でお伝えした2019年12月24日に発行された水戸地方本部の見解ですが、『中央本部が「解決済」とする根拠は、「会社が非を認め、処分を発令している」ことである。』と書かれています。しかし、その内容が正しく記載されていないのでお伝えします。

地本書記長会議（2019.12.4）にて、**水戸地方本部書記長**は「（会社はバス棚倉の行為を）不適切だと認めているのか。」質問に「**不適切とは言っていない**」と発言しましたがそれは間違いです。バス棚倉の問題を議論した申17号交渉は以下の通りです。

### ○バス関東本部申17号交渉(2019.6.5)

バス棚倉で発生した事象について会社は「**この内容は100%認めている**」と回答。組合の「不当労働行為の事実はないのか。」という問いには、会社は「**事実を確認したが不適切かつ誤解を招く発言はあった**」と回答。さらに組合が「不当労働行為の意思が無いから不当労働行為が無いということか。」と聞くと会社は「**無いと言うことではなく、色々な専門機関に確認をした中、労働組合と会社が(不当労働行為を)認定するのではなく、第三者機関が認定する。現段階では不適切な発言である**」と回答。



また、会社は「**・・・事実関係を認めれば、厳正に対処する。今後は会議の輪を小さくし、課長を中心に厳しく指導をしていく。それで終わりではなく、指摘のあったように法律違反であるため、指導監督ではなく監視としてやっていく**」と回答し、以降バス棚倉の現場長に処分を発令し、異動をさせている。

この交渉後、**バス関東**は職場討議資料で会社回答を「**不当労働行為として実質認めているようなもの!**」と打ち出しています。また、**水戸地本書記長**は現時点でバス棚倉で起きている不当労働行為があるなら教えてほしい」という問いには「**現時点ではない**」と発言しました。

職場がたたかい、団体交渉を行い、「会社が不当労働行為だと実質認めているような」回答を引き出し、処分が発令され、現時点では不当労働行為はない。このことから中央本部は「解決済」という認識を持ちました。

**組合員の信頼回復のために真実を明らかにします!**